

建設候補地の考え方及び選定方法（案）

1 建設候補地の考え方

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「4市1町」という。）において計画しているごみ処理の広域化を検討するに当たり、焼却施設及び資源化施設の用地を選定します。経済性や4市1町の公平性を考慮し、基本的な考え方を整理します。

基本的な考え方

- ・ごみ収集の効率性、経済性の観点から建設候補地は人口重心から概ね 10km 圏内を優先して検討します。
- ・4市1町の負担に過度な偏りが生じないように、原則として、焼却施設、資源化施設は別の用地に整備し、同一の市町には整備しないこととします。焼却施設と資源化施設では適地の条件が異なることから、それぞれの評価基準で評価を行います。
- ・ごみ処理施設の建設に必要な面積として、約 2ha 以上の土地を対象とします。

2 建設候補地選定方法

建設候補地の選定は一次選定、二次選定、三次選定、総合評価にてそれぞれ候補地の評価を行います。

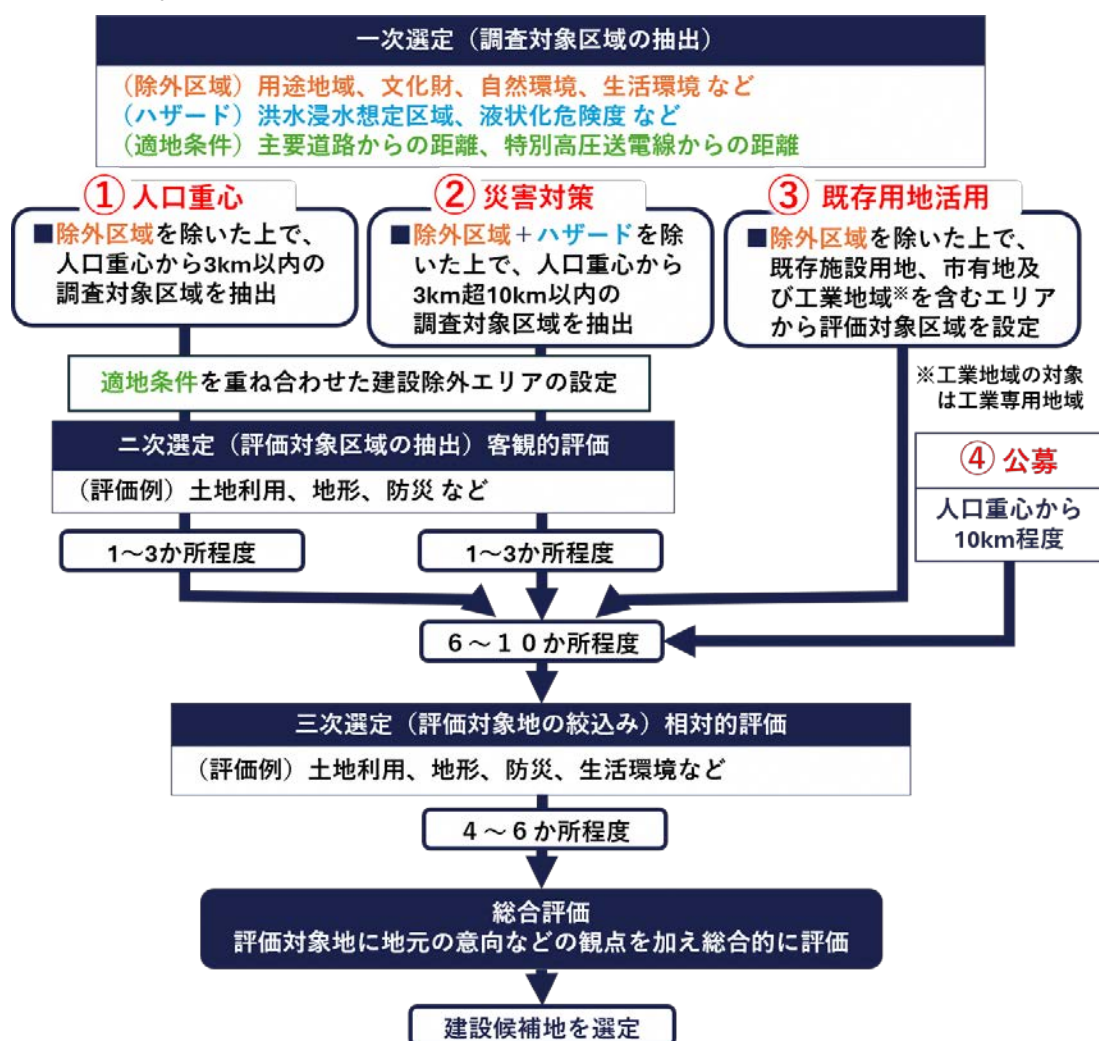


図 1：建設候補地選定フロー（案）

(1) 一次選定

一次選定では、3つの視点からそれぞれ候補地を抽出します。

- ①人口重心（除外区域を除いた上で、人口重心から3km以内の調査対象区域を抽出）
- ②災害対策（除外区域＋ハザードを除いた上で、人口重心から3km超10km以内の調査対象区域を抽出）
- ③既存用地活用（除外区域を除いた上で、既存施設用地、市有地及び工業地域を含むエリアから評価対象区域を設定）

焼却施設、資源化施設それぞれで、建設除外エリアを設定し、建設除外エリアを除いた範囲から約2ha以上の土地を候補地として抽出します。

(2) 二次選定

二次選定では、一次選定で抽出した候補地を評価し、三次選定で評価する候補地の抽出を行います。二次選定の対象は、対象が多い①人口重心、②災害対策で抽出された候補地とします。①人口重心の抽出条件では、対象区域が前橋市、伊勢崎市内に限定されますが、②災害対応の抽出条件では、4市1町が対象となるため、候補地が特定の市町に限定されないように抽出します。

土地利用、地形、防災等に関する適正度を評価し、評価が高い候補地を抽出します。抽出の件数は、③既存用地活用、④公募の件数に応じて、三次選定の対象が6～10か所程度となるように調整を行います。

(3) 三次選定

三次選定では、二次選定で抽出した候補地に③既存用地活用、④公募を加え評価し、総合評価で選定する候補地の絞り込みを行います。土地利用、地形、防災、生活環境等複数の観点から評価点を算出し、評価点が高い候補地を4～6か所程度選定します。

(4) 総合評価

総合評価では、地元の意向等の観点を加えた総合的な評価を行い、焼却施設、資源化施設の候補地を選定します。